

令和 7 年度 第 号		設計		精算				
委託費								
件名 両筑衛生施設組合樹木剪定等業務委託								
場所		久留米市 北野町今山2399番地		両筑衛生施設組合 地内				
工期		令和 3月		8 年 25 日				
設計の大要								
- 施設内東側樹木剪定 1式 - 施設内北側樹木剪定 1式								
委託明細								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
					別紙内訳書のとおり			

本委託費内訳書（1）

費目	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
			施設内東側樹木剪定	1	式			第 1 号 明細書
			施設内北側樹木剪定	1	式			第 2 号 明細書
直接委託費	計							
共通仮設費				1	式			
純委託費	計							
現場管理費				1	式			
委託原価	計							
一般管理費				1	式			
委託価格	計							
消費税相当額				1	式			
本委託費	計							

第 1 号 明 細 書						
施設内東側樹木剪定 1 式						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	代価番号
高木剪定 (針葉樹) 幹周 180～210cm未満	1	本				
高木剪定 (針葉樹) 幹周 30～60cm未満	4	本				
高木剪定 (針葉樹) 幹周 60～90cm未満	31	本				
高木剪定 (針葉樹) 幹周 90～120cm未満	7	本				
中低木撤去 (伐採) H=2.0m内外	9	本				
枯損木撤去 (伐採) 幹周 150～200 c m未満	1	本				
支障木撤去 (伐採) 幹周 30～60 c m未満	2	本				
計						

[illegible]

施設内北側樹木剪定 1式

[illegible]

高木剪定 (針葉樹)	25	本			
幹周り30~60cm未満					

高木剪定 (針葉樹)					
幹周り60~90cm未満	5	本			

[illegible][illegible]

両筑衛生施設組合樹木剪定等業務委託 数量表

[illegible]

平面図



②敷地内北側

カス カイ 強剪定(幹周リ30~60cm未満) 25本
カス カイ 強剪定(幹周リ60~90cm未満) 5本

①敷地内東側

マツ弱剪定(幹周リ180~210cm未満) 1本
カイ カイ 強剪定(幹周リ30~60cm未満) 4本
カイ カイ 強剪定(幹周リ60~90cm未満) 31本
カイ カイ 強剪定(幹周リ90~120cm未満) 7本
中低木伐採(H=2.0m内外) 9本
支障木撤去(150~200cm未満) 1本
支障木伐採(幹周リ30~60cm未満) 2本

仕 様 書

第1節 一般事項

1.(摘要)

この仕様書は、両筑衛生施設組合樹木剪定等業務委託契約に適用する。

2.(軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更又は、業務上当然必要なものについては監督職員の指示に従い、受託人において異議なく施工するものとする。

3.(疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

第2節 書類の提出

1.(提出書類)

受託人は、契約締結後すみやかに、(別紙)提出書類一覧に基づき提出しなければならない。

第3節 施 工

1.(技術基準)

受託業務の施工は、別紙「委託作業技術基準」に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

第4節 安全管理

1.(安全一般)

受託人は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めると共に関連法令を遵守する。

2.(交通及び保安上の処置)

受託人は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分な注意を払うものとする。

3.(事故防止及び事故処理)

受託人は業務の実施に関連して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。もし、事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に事故発生原因、経過及び被害の内容について、ただちに監督職員に報告しなければならない。

4.(施設・樹木等の損傷)

受託人は作業にあたり、施設・樹木等を損傷しないよう十分注意して行う。万一損傷した場合は受託人の負担で原形に復する。又、損傷を発見した場合はすみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5.(現場の整頓・跡片付け)

受託人は機械器具、不要土砂、切枝等を交通及び公園利用者の安全上の障害にならないようにその都度整理しなければならない。又、業務完了と同時にすみやかに不要材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6.(災害時の連絡及び巡回体制)

受託人は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い公園利用者の安全を確保し、その状況をすみやかに監督職員に報告するものとする。又、昼夜問わず連絡及び巡回ができるような体制の確立を図っておくものとする。

第5節 追記事項

1.(暴力団排除に関する事項)

受託人は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

2.(暴力団排除に係る下請け契約に関する事項)

受託人は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 下請け契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請け人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

公園等管理作業技術基準

1 高木剪定

1 剪定の種類

- (1) 基本剪定 …… 樹木の健全な育成と緑化機能上不用な枝を抜く。
- (2) 夏期剪定 …… 樹冠の整正、枝の込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので切り詰め、枝抜きを行う。
- (3) 冬期剪定 …… 樹形の骨格づくりを目的とするもので、樹種の特性に依り最も適切な剪定方法により行う。
- (4) 軽剪定 …… 歩行者、車両の通行等の障害となる下枝、垂れ下がり枝を剪定する。

2 主として剪定すべき枝

- (1) 枯れ枝
- (2) 成長のとまった弱小の枝
- (3) 著しく病虫害に犯されている枝
- (4) 通風、採光、歩行者、車輛等の通行の障害となる枝
- (5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝
- (6) 樹冠、樹形、生育上不必要な枝(徒長枝、からみ枝、ふところ枝、逆枝、立枝、ヤゴ等)

3 剪定の方法

(1) 一般事項

- ① 樹木は、特に修景上規格形にする必要があるとして監督職員が指示する場合を除き、自然仕立てとする。
- ② 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- ③ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
- ④ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の 10 cm 上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い切除する。また、切り口は監督職員の指示に従い必要に応じて防腐処理を行う。

(2) 切り詰め剪定

樹冠を一定の大きさに保つ場合に行う。新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。この場合、定芽は原則として外芽とする。

(3) 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の新生枝、徒長枝、あるいは、形姿構成上不必要な枝をその付け根から切り取る。

(4) 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び、樹冠を小さくする場合等に枝の先端を切り詰めることはしないで、長い枝の途中から分かれている短い方を残して長い方をその付け根から切

り取る。古枝で先端がコブ状になっている枝を切り取る場合は、古枝の途中にあるよい方向の新生枝を生かし、その部分から上方の古枝を切り取る。

2 その他

- (1) 業務により生じた事業系一般廃棄物(除草した草や剪定枝等を含む)については、事業者自ら若しくは久留米市事業系一般廃棄物収集運搬の許可業者が、久留米市のごみ処理施設(宮ノ陣クリーンセンター・上津クリーンセンター)に搬入し、適切に処理を行うこと。
- (2) 本作業技術基準の定めのないものは、監督職員の指示によるものとする。